滋賀県放課後児童クラブサービス評価基準

令和3年9月 滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局

滋賀県放課後児童クラブサービス評価基準

共通評価基準

I. 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念·基本方針

┃ - 1 - (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

1 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている

【判断基準】

- a) 放課後児童クラブの理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周 知が図られている。
- b)放課後児童クラブの理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
- c) 放課後児童クラブの理念、基本方針が明文化されていない。

Ⅰ-2 経営状況の把握

┃ - 2 - (1)経営環境の変化等に適切に対応している。

- |2| I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。 【判断基準】
 - a)事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
 - b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
 - c)事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。
- 3 Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。

【判断基準】

- a)経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
- b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
- c)経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。

Ⅰ-3 事業計画の策定

- Ⅱ-3-(1)中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。
- |4| I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

【判断基準】

a)経営や実施する福祉サービスに関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収

支計画を策定している。

- b) 経営や実施する福祉サービスに関する、中・長期の事業計画または中・長期の 収支計画のどちらかを策定していない。
- c) 経営や実施する福祉サービスに関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支 計画のどちらも策定していない。
- |5| I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

【判断基準】

- a)単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
- b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
- c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。

Ⅰ-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

⑥ I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、 職員が理解している。

【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
- b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・ 見直し、または、職員の理解が十分ではない。
- c)事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。
- 7 I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。

【判断基準】

- a) 事業計画を子どもや保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を子どもや保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組 が十分ではない。
- c)事業計画を子どもや保護者等に周知していない。

Ⅰ-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

|Ⅰ-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

- 8 I-4-(1)-① 放課後児童クラブの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。 【判断基準】
 - a) 放課後児童クラブの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
 - b) 放課後児童クラブの質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
 - c) 放課後児童クラブの質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。
- |9| I-4-(1)-② 評価結果にもとづき放課後児童クラブとして取組むべき課題を明確にし、計画

的な改善策を実施している。

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった放課後児童クラブとして取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、放課後児童クラブとして取組むべき課題を明確にしているが、改善 策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
- c)評価結果を分析し、放課後として取組むべき課題を明確にしていない。

Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 運営主体の責任が明確にされている。

【判断基準】

- a) 運営主体は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 運営主体は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 運営主体は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。
- |1|| Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

【判断基準】

- a) 運営主体は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 運営主体は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分では ない。
- c) 運営主体は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。

Ⅱ-1-(2) 運営主体のリーダーシップが発揮されている。

12 Ⅱ-1-(2)-① 放課後児童クラブの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。

- a) 運営主体は、放課後児童クラブの質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 運営主体は、放課後児童クラブの質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 運営主体は、放課後児童クラブの質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。

- a) 運営主体は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 運営主体は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分 ではない。
- c)運営主体は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

Ⅱ-2-(1)福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

□4 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

【判断基準】

- a) 組織が目標とする放課後児童クラブの質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に 関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
- b) 組織が目標とする放課後児童クラブの質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に 関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
- c)組織が目標とする放課後児童クラブの質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に 関する具体的な計画が確立していない。
- |15| Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

【判断基準】

- a)総合的な人事管理を実施している。
- b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
- c)総合的な人事管理を実施していない。

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

|16| Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んで いる。

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取組んでいる。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

- a) 職員一人一人の育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
- b) 職員一人一人の育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。

- c)職員一人一人の育成に向けた目標管理等が行われていない。
- [18] II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

- a) 組織として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- b)組織として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育 ・研修の実施が十分ではない。
- c)組織として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。

【判断基準】

- a) 職員一人一人について、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
- b) 職員一人一人について、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
- c)職員一人一人について、研修機会が確保されていない。
- |Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。
- 20 Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、 積極的な取組をしている。

【判断基準】

- a) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的な プログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
- b)実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、 効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
- c) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、 教育・研修が行われていない。

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

- Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。
- 21 Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

【判断基準】

- a) 放課後児童クラブの事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
- b) 放課後児童クラブの事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。
- c) 放課後児童クラブの事業や財務等に関する情報を公表していない。
- 22 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
- b)公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
- c)公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

23 Ⅱ-4-(1)-① 放課後児童クラブと地域との交流を広げるための取組を行っている。

【判断基準】

- a) 放課後児童クラブと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
- b) 放課後児童クラブと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、 十分ではない。
- c)放課後児童クラブと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。
- 24 Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が 整備されている。
- b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制 が十分に整備されていない。
- c)ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25 Ⅱ-4-(2)-① 放課後児童クラブとして必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

【判断基準】

- a)子どもや保護者等によりよい福祉サービスを提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
- b)子どもや保護者等によりよい福祉サービスを提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
- c)子どもや保護者等によりよい福祉サービスを提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。

Ⅱ-4-(3)地域の福祉向上のための取組を行っている。

26 Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

- a)地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
- b)地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分で

はない。

- c)地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。
- 27 Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
- b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
- c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1)子どもや保護者等を尊重する姿勢が明示されている。

28 Ⅲ-1-(1)-① 子どもや保護者等を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。

【判断基準】

- a)子どもや保護者等を尊重した福祉サービス提供についての基本姿勢が明示され、組織内 で共通の理解をもつための取組が行われている。
- b)子どもや保護者等を尊重した福祉サービス提供についての基本姿勢は明示されているが、 組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
- c)子どもや保護者等を尊重した福祉サービス提供についての基本姿勢が明示されていない。
- 29 Ⅲ-1-(1)-② 子どもや保護者等のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。

【判断基準】

- a)子どもや保護者等のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どもや 保護者等のプライバシーに配慮した福祉サービス提供が行われている。
- b)子どもや保護者等のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、 子どもや保護者等のプライバシーに配慮した福祉サービスの提供が十分ではない。
- c)子どもや保護者等のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。
- |Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。
- 30 Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して放課後児童クラブ選択に必要な情報を積極的に提供している。

【判断基準】

a) 利用を希望する子どもや保護者等が放課後児童クラブを選択するために必要な情報を積極的に提供している。

- b) 利用を希望する子どもや保護者等が放課後児童クラブを選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 利用を希望する子どもや保護者等が放課後児童クラブを選択するために必要な情報を提供していない。
- 31 Ⅲ-1-(2)-② 放課後児童クラブの利用開始・変更にあたり子どもや保護者等にわかり やすく説明している。

- a) 放課後児童クラブの利用開始・変更の同意を得るにあたり、組織が定める様式にも とづき子どもや保護者等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 放課後児童クラブの利用開始・変更の同意を得るにあたり、組織が定める様式にも とづき子どもや保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) 放課後児童クラブの利用開始・変更の同意を得るにあたり、組織が定める様式にも とづき子どもや保護者等に説明を行っていない。
- |32|| Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。
 - ※本評価項目は放課後児童クラブには適用しない。【評価外】

Ⅲ-1-(3)子どもや保護者等の満足度の向上に努めている。

③③ Ⅲ-1-(3)-① 子どもや保護者等の満足度の向上を目的とする仕組みを整備し、取 組を行っている。

【判断基準】

- a)子どもや保護者等の満足度を把握する仕組みを整備し、その結果を踏まえて、その向上 に向けた取組を行っている。
- b)子どもや保護者等の満足度を把握する仕組みを整備し、その結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
- c)子どもや保護者等の満足度を把握するための仕組みが整備されていない。

|Ⅲ-1-(4) 子どもや保護者等が意見等を述べやすい体制が確保されている。

34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され子どもや保護者等に周知する取組が行われているとともに、 苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され子どもや保護者等に周知する取組が行われているが、十分 に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。
- 35 Ⅲ-1-(4)-② 子どもや保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。

- a)子どもや保護者等が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備 され、そのことを子どもや保護者等に伝えるための取組が行われている。
- b)子どもや保護者等が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備 されているが、そのことを子どもや保護者等に伝えるための取組が十分ではない。
- c)子どもや保護者等が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。
- 36 Ⅲ-1-(4)-③子どもや保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。 【判断基準】
 - a)子どもや保護者等からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
 - b)子どもや保護者等からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
 - c)子どもや保護者等からの相談や意見の把握をしていない。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

③ Ⅲ-1-(5)-① 安心·安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築 されている。

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析 と対応策の検討・実施が適切に行われている。
- b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や 要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
- c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織 として収集していない。
- 38 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として 体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として 体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c)感染症の予防策が講じられていない。
- 39 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。 【判断基準】
 - a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織 的に行っている。
 - b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
 - c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 育成支援の標準的な実施方法が確立している。

|40| Ⅲ-2-(1)-① 育成支援について標準的な実施方法が文書化され育成支援が提供されている。

【判断基準】

- a) 育成支援について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた育成支援が 実施されている。
- b) 育成支援について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた育成支援の実施が十分ではない。
- c)育成支援について、標準的な実施方法が文書化されていない。
- |41| Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b)標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c)標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的 な検証をしていない。

Ⅲ-2-(2) 子どもに対する育成支援の計画が策定されている。

|42| Ⅲ-2-(2)-① 育成支援の計画を適切に策定している。

【判断基準】

- a)子どもを個別的、集団的に援助する視点からの育成支援の計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。
- b)子どもを個別的、集団的に援助する視点からの育成支援の計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
- c)子どもを個別的、集団的に援助する視点からの育成支援の計画を策定するための体制が確立していない。
- |43| Ⅲ-2-(2)-② 定期的に育成支援の計画の評価・見直しを行っている。

【判断基準】

- a) 育成支援の計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
- b) 育成支援の計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
- c) 育成支援の計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。

Ⅲ-2-(3) 育成支援実施の記録が適切に行われている。

44 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する育成支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

【判断基準】

- a)子どもの育成支援の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
- b)子どもの育成支援の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
- c)子どもの育成支援の実施状況が記録されていない。
- |45|| Ⅲ-2-(3)-② 子どもや保護者等に関する記録の管理体制が確立している。

- a) 子どもや保護者等に関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 子どもや保護者等に関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c)子どもや保護者等に関する記録の管理について規程が定められていない。

内容評価基準

Ⅳ-1 育成支援

Ⅳ-1-(1)子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境の整備

- [46] IV-1-(1)-① 子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整備している。 【判断基準】
 - a)子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整備している。
 - b) 子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整備しているが、十分ではない。
 - c)子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整備していない。

Ⅳ-1-(2) 放課後児童クラブにおける育成支援

- - a)子どもが放課後児童クラブに自ら進んで通い続けられるように援助している。
 - b)子どもが放課後児童クラブに自ら進んで通い続けられるように援助しているが、十分ではない。
 - c)子どもが放課後児童クラブに自ら進んで通い続けられるように援助していない。
- |48|| Ⅳ-1-(2)-② 子どもの出欠席を把握し、適切に援助している。

【判断基準】

- a) 子どもの出欠席を把握し、適切に援助している。
- b)子どもの出欠席を把握し、適切に援助しているが、十分ではない。
- c) 子どもの出欠席を把握し、適切に援助していない。

Ⅳ-1-(3)子ども一人ひとりと集団全体の生活を豊かにする育成支援

| |49|| IV-1-(3)-① 子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるように援助している。

- a)子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるように援助している。
- b)子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるように援助しているが、十分ではない。
- c)子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるように援助していない。
- 50 IV-1-(3)-② 日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得できるように援助している。 【判断基準】
 - a) 日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得できるように援助している。
 - b) 日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得できるように援助しているが、十分では ない。
 - c)日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得できるように援助していない。

- [51] IV-1-(3)-③ 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるように援助している。 【判断基準】
 - a)子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるように援助している。
 - b)子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるように援助しているが、十分ではない。
 - c)子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるように援助していない。
- |52|| Ⅳ-1-(3)-④ 子ども同士の関係を豊かに作り出せるように援助している。

- a) 子ども同士の関係を豊かに作り出せるように援助している。
- b) 子ども同士の関係を豊かに作り出せるように援助しているが、十分ではない。
- c)子ども同士の関係を豊かに作り出せるように援助していない。
- 53 IV-1-(3)-⑤ 子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助している。 【判断基準】
 - a)子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助している。
 - b)子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助しているが、十分では ない。
 - c)子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助していない。

Ⅳ-1-(4)固有の援助を必要とする子どもへの適切な育成支援

- 54 IV-1-(4)-① 障害のある子どもの受入れの考え方を理解したうえで、受入れに努めている。 【判断基準】
 - a) 障害のある子どもの受入れの考え方を理解したうえで、受入れに努めている。
 - b) 障害のある子どもの受入れの考え方を理解したうえで、受入れに努めているが、十分ではない。
 - c) 障害のある子どもの受入れに努めていない。
- [55] IV-1-(4)-② 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を踏まえ、育成支援を行っている。

【判断基準】

- a) 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を踏まえ、育成支援を行っている。
- b) 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を踏まえ、育成支援を行っているが、 十分ではない。
- c)障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を踏まえた育成支援を行っていない。
- [56] IV-1-(4)-③ 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たって、関係機関と連携して適切な支援を行っている。

- a) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たって、関係機関と連携して適切な支援を行っている。
- b)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たって、関係機関と連携して適切な支援を行

っているが、十分ではない。

c) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たって、関係機関と連携して適切な支援を行っていない。

IV-1- (5)適切なおやつや食事の提供

57 Ⅳ-1-(5)-① 放課後の時間帯におやつを適切に提供している。

【判断基準】

- a) 放課後の時間帯におやつを適切に提供している。
- b) 放課後の時間帯におやつを適切に提供しているが、十分ではない。
- c)放課後の時間帯におやつを適切に提供していない。
- [58] IV-1-(5)-② 食に伴う事故(食物アレルギー事故、窒息事故、食中毒等)を防止するための対応を行っている。

【判断基準】

- a) 食に伴う事故(食物アレルギー事故、窒息事故、食中毒等)を防止するための対応を行っている。
- b) 食に伴う事故(食物アレルギー事故、窒息事故、食中毒等)を防止するための対応を行っているが、十分ではない。
- c) 食に伴う事故(食物アレルギー事故、窒息事故、食中毒等)を防止するための対応を行っていない。

|W-1-(6)安全と衛生の確保|

|59| Ⅳ-1-(6)-① 子どもの安全を確保する取組を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもの安全を確保する取組を行っている。
- b)子どもの安全確保する取組を行っているが、十分ではない。
- c)子どもの安全確保する取組を行っていない。
- |60|| Ⅳ-1-(6)-② 衛生管理に関する取組を適切に行っている。

【判断基準】

- a) 衛生管理に関する取組を適切に行っている。
- b) 衛生管理に関する取組を行っているが、十分ではない。
- c) 衛生管理に関する取組を行っていない。

Ⅳ-2 保護者・学校との連携

W−2−(1)保護者との連携

|61| Ⅳ-2-(1)-① 保護者との協力関係を築いている。

【判断基準】

a)保護者との協力関係を築いている。

- b)保護者との協力関係を築いているが、十分ではない。
- c)保護者との協力関係を築いていない。

Ⅳ-2-(2)学校との連携

62 IV-2-(2)-① 子どもの生活の連続性を保障するため、学校との連携を図っている。

【判断基準】

- a)子どもの生活の連続性を保障するため、学校との連携を図っている。
- b)子どもの生活の連続性を保障するため、学校との連携を図っているが、十分ではない。
- c) 学校との連携を図っていない。

Ⅳ-3 子どもの権利擁護

Ⅳ-3-(1)子どもの権利擁護

63 Ⅳ-3-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。

- a)子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。
- b) -
- c)子どもの権利擁護に関する取組の徹底が十分ではない。